

放送法関係審査基準等の一部を改正する訓令案
についての意見に対する考え方

1 意見提出者一覧

No	提出者名（提出順）
1	社団法人 日本民間放送連盟

2 提出意見及びそれに対する総務省の考え方

No	意見提出者	意見（全文）	総務省の考え方（案）
1	社団法人 日本民間放送連盟	<p><箇所> 放送法関係審査基準 別添1</p> <p><意見> 「設備の損壊又は故障に対する措置」については、別添1の各項目で例示された以外にも、さまざまな方策により同等の措置が可能と見込まれます。また、新たな知見や将来技術により、新たな措置が実用化されることも期待できます。 従って、放送事業者の経験や意見を十分尊重し、有効な措置については幅広く適用を認めるよう、要望します。</p>	<p>・「設備の損壊又は故障に対する措置」については、例示した措置のみには限定せず、これと同等と認められる措置であれば認めることとしており、本案はご要望に添っているものと考えます。</p>